

6. クーポン券の注意事項・その他

取扱上の 注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が実施期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面の飲食およびサービス等の提供を行ってください。 ・クーポン券裏の利用店欄にすでに他店の押印がある券、偽造や不正に利用された疑いのある券は、取り扱いをしないでください。 ・取扱店がクーポン券を自らの仕入れ等に利用することは禁止します。 ・消費者が利用したように見せかけた自己清算等の不正換金は禁止します。そのような事実が発覚した場合はクーポン券の換金を停止し、店舗名を公表します。また、今後同様の事業への参加を禁じます。 ・取扱店と消費者とのトラブルに関して、発行者および運営事務局は一切関与しません。当事者間で対処してください。 ・官公署からの資料提供依頼にも応じています。換金枚数に相応した売り上げがあるとみなされますので、正しい経理処理をお願いいたします。
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱店舗一覧を作成し、クーポン券等とあわせて各店舗へ配布します。 ・クーポン券の専用ホームページを作成し、クーポン券および取扱店舗一覧へ QR コードを掲載します。 ・長野日報および市民新聞等へ広告を掲載します。
8月26日以 降のお申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・申込み締切（8/25）以降もお申込みは可能です。ただし、締切日までの申込み店舗数でクーポン券の配布枚数を決定するため、消費者への配布はできません（利用店としての登録のみ可）。店舗名はホームページのみ掲載します。
商工会議所 未加入の 事業所様へ	<p>諏訪商工会議所へご入会ください</p> <p>諏訪商工会議所では、本事業をはじめ、経営に関するご相談や各種助成金申請に関するご相談など、事業者の皆様を支援しております。運営は、会員事業所の皆様のご協力で成り立っています。</p> <p>未加入の事業所様はこの機会にぜひご入会いただき、諏訪市や地域の経済活性化へ向けて力をお貸しください。</p>

お申込み方法

締切 8.25[金]

お申
込み
か
の
方
法
で
さ
い

- 1 別添の「取扱店舗申込書」へ記入し、FAX またはメール添付で提出
FAX：0266-57-1010 MAIL：suwa@smart.jcci.or.jp
- 2 諏訪商工会議所ホームページから直接入力
- 3 スマートフォンからQRコードを読み込み直接入力
※②③はいずれも Google フォームを使用しています



【店舗登録に関するお問合せ】 諏訪商工会議所(運営事務局) TEL 0266-52-2155(平日 9:00 ~ 17:00)
【クーポン発行に関するお問合せ】(一社)諏訪観光協会 TEL 0266-52-2111(平日 9:00 ~ 17:00)

(一社)諏訪観光協会発行

「諏訪市飲食店オータムクーポン」

取扱店募集のご案内

(一社)諏訪観光協会は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰支援と、市内飲食店への来店促進や地域内消費を喚起するため、「諏訪市飲食店オータムクーポン」を発行します。つきましては、下記のとおり取扱店舗を募集いたします。

申込
締切 8.25[金] 午後5時



1. 事業概要

*この案内は令和5年8月4日時点です。一部未確定事項を含み、予告なく変更する場合があります。
*取扱店には、別途「実施要項」を送付します。

発行 / 運営	発行者：(一社)諏訪観光協会 事業運営：諏訪商工会議所(運営事務局) 事業協力：諏訪市飲食店組合連合会、諏訪地区タクシー事業協同組合
発行総額	2,000万円 (クーポン500円券 × 4万枚)
発行概要	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループの飲食代金2,000円(税込)ごとに、500円のクーポン券を1枚進呈。ただし、1グループへの配布上限は10枚としてください。 ・クーポン券は次回の来店時、または他の取扱店、または諏訪地区タクシー事業協同組合加盟事業者で利用可能です。
実施期間	令和5年9月30日(土)～令和5年11月30日(木) <small>※実施期間の延長はありません ※この実施期間を過ぎたクーポン券は無効とします</small>
換金受付期間	令和5年10月2日(月)～令和5年12月15日(金) 最終受付 <small>※この換金期間を過ぎたクーポン券は換金に応じられません</small>
取扱店に 該当する店舗	<ol style="list-style-type: none"> 1 諏訪市内に店舗のある飲食店(テイクアウト・仕出しを含む) ※カフェ併設の菓子店など「小売を兼ねる店舗」については、飲食部門を対象とし、小売商品は配布・利用とも対象外です。 ※各店舗への配布枚数は、8月25日(金)までにお申込みいただいた店舗数をもとに、各店舗の客席数と従業員数等で調整します。1店舗あたりのクーポン券配布枚数は、概ね100枚～300枚程度です。 2 諏訪地区タクシー事業協同組合の加盟事業者 ※クーポン券は飲食店で配布し、タクシー乗車時の配布はありません(利用のみ可)。

中面は注意事項やクーポン券の取り扱い方法を記載しています。内容をよくご確認いただき、別添の申込書にてお申込みください。

取扱店に該当しない店舗

- ①小売店内にイートインスペースのみあり、加工・調理済み商品を販売している。
- ②宿泊施設内で提供される会食や宴会および同施設内の飲食施設。
- ③飲食業としての許可番号を有していない店舗。
- ④諏訪市内に店舗がない飲食店。
- ⑤移動販売のみ、または実店舗がない事業者。
- ⑥運営事務局ならびに発行者が適切でないと判断した事業者。

2. 取扱店の登録について

お申込み時の注意事項

- ・本事業への申込みにあたり、参加負担金はありません。ただし、店内における事務処理経費が発生する場合は、各店舗にてご負担ください。
- ・諏訪市商工業の発展に資する事業所であり、本事業の趣旨に賛同し、要項を遵守できる事業所であること。
- ・現在または将来にわたり暴力団等反社会的勢力に該当しない事業所であること。
- ・中小規模の店舗を支援するという目的から、大規模小売店舗立地法の対象となる事業所は対象外です。
- ・クーポン券はバーコード管理(機械処理)できません。
- ・諏訪商工会議所の会員・非会員を問わず、取扱店としてお申込みいただけます(この機会にぜひご入会ください)。

事務局からの送付物

- ・9月20日頃に「クーポン券」、「ポスター」、「取扱店舗一覧」、「実施要項」を送付します。なお、各店舗へのクーポン券の配布枚数は、申込書に記入された客席数および従業員数により調整し、実施要項でお知らせします。1店舗あたり概ね100枚～300枚程度です。なお、運営事務局では店舗間の在庫調整は行いません。
- ・ポスターは、店舗入り口や店内のわかりやすい場所へ掲示してください。

3. クーポン券の配布について

お客様へのクーポン配布

- ①クーポン券が届き次第、クーポン券のオモテ面「配布店印」欄に、貴店名のスタンプをすべて押印してください。
- ②1グループの飲食代金2,000円(税込)ごとに、クーポン券を1枚進呈してください。クーポン券を利用した会計でも、2,000円ごとに1枚進呈してください。
※発行枚数に限りがあるため、1グループにつき10枚を配布上限としてください。

500円クーポン券<オモテ面>

配布店印



4. クーポン券の利用について

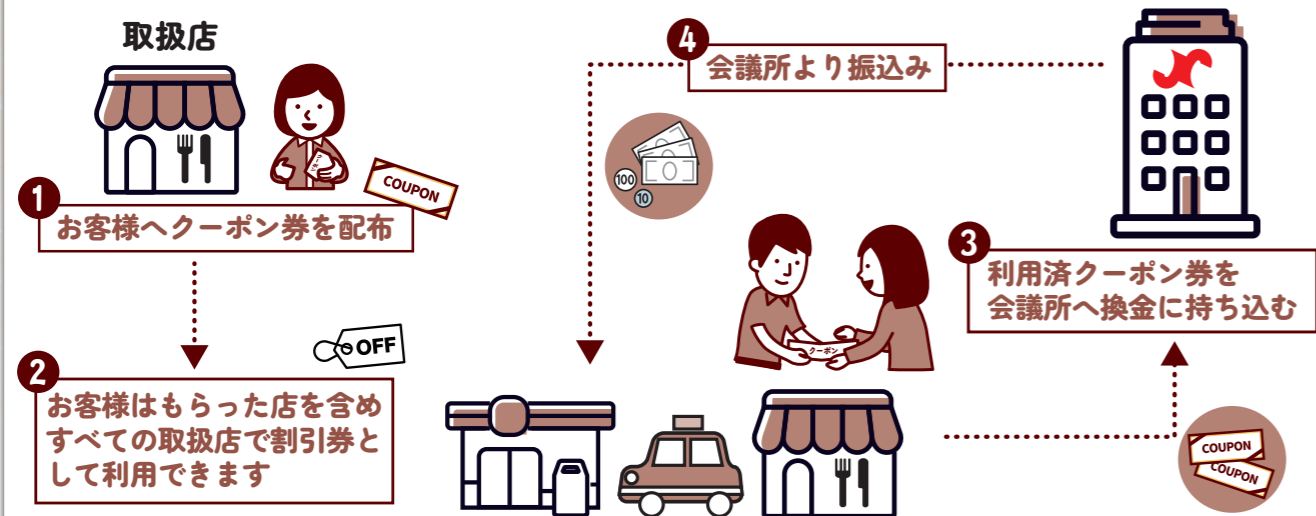
お客様の券利用

- ・1回の会計総額から額面金額を割引いて清算してください。
- ・1回の会計で何枚でも利用可能です。
- ・クーポン券の額面に満たない場合、つり銭は支払わないでください。
- ・クーポン券の割引後の支払いは、現金・クレジットカード・電子決済等を問いません。ただし、現金など店舗で支払い方法を指定する場合は、会計前に利用客にわかるようポスターや各テーブルなどへ明示してください。

利用できない商品等

- 原則として取扱店のすべての飲食・サービス等を対象とします。ただし、次のものは対象外です。
- ①クーポン券を一般消費者へ配布せずに単に現金化すること、およびこれに類する行為
- ②換金性の高い商品(商品券・ビール券・酒券・図書券・プリペイドカード・切手・印紙等)、電子マネー等へのチャージ
- ③株券・保険・宝くじ等の金融商品、たばこ・電子たばこ
- ④性風俗関連特殊営業にかかわるもの
- ⑤家賃、地代、公共料金、出資、債務等の支払い
- ⑥取扱店が特に指定するもの(ポスター等にわかりやすく明示してください)
- ⑦発行者または運営事務局が適切でないと判断したもの

クーポン券利用の流れ



5. クーポン券の換金について

換金手続き

- ①利用後のクーポン券ウラ面「利用店印」欄に、貴店名のスタンプをすべて押印してください。
- ②運営事務局である諏訪商工会議所へ持参し、換金請求してください。
・持参されたクーポン券の枚数×額面金額を、指定の金融機関へ振込みます。
・送金手数料等はありません。なお、現金払いはいたしません。
・振込日は第2・第4金曜日の月2回です(金融機関休業日の場合は前営業日)。
・換金の最終受付は令和5年12月15日(金)です。

500円クーポン券<ウラ面>

利用店印



詳細については、9月20日頃に郵送する「実施要項」でご説明します。